

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和6年11月22日

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について
（越谷市・越谷久伊豆神社本殿など3件）

（同時発表：文部科学記者会）

国の文化審議会（会長：島谷^{しまたに} 弘幸^{ひろゆき}）は、令和6年11月22日（金曜日）開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、越谷市越ヶ谷1700に所在する「越谷久伊豆神社本殿^{こしがやひさいずじんじゃほんでん}」、^{こしがやひさいずじんじゃかぐらでん}「越谷久伊豆神社神楽殿」、^{こしがやひさいずじんじゃてみずしや}「越谷久伊豆神社手水舎」を新たに登録有形文化財に登録するよう、文部科学大臣に答申しました。

この結果、後日行われる官報告示を経て、県内の登録有形文化財（建造物）は217件になる見込みです。

1 ^{こしがやひさいずじんじゃほんでん}越谷久伊豆神社本殿 1棟

（1）建設年代：寛政元年（1789）

（2）主な特徴・評価：〔提供用写真別紙〕

越谷の市街地中心部に鎮座する越谷久伊豆神社の本殿です。建物は、南面して建つ^{さん}三間社流造瓦棒銅板葺で、三方に腰組付縁を廻らし脇障子を建てています。組物は^{でぐみ}出組、^{にじゅうこうりょうたいへいづか}妻飾は二重虹梁^{ふたのきしげたるき}大瓶束、^{ひさしはしら}軒は二軒繁垂木^{こうりょうがたかしらぬき}です。^き庇柱、虹梁形頭貫、^{ばな}木鼻、^{なかぞなえ}中備^{そぼく}などに精緻な素木の彫刻を付し、装飾華やかな建物です。

造形の規範となっているものとして評価されました。

2 こしがやひさい ずじんじやかぐらでん 越谷久伊豆神社神楽殿 1棟

(1) 建設年代：明治前期／昭和中期改修、昭和49年（1974）移築

(2) 主な特徴・評価：〔提供用写真別紙〕

越谷久伊豆神社境内の北東、参道の東に建つ神楽殿です。正面は方一間の舞台で背面に楽屋を付した、入母屋造妻入銅板葺いりも やづくりつまいりどうばんぶきです。舞台の三方に刎高欄付縁はねこうらん えんを廻らして脇障子を付し、舞台と楽屋境に板戸を建てています。正面寄りの軒は、吹寄の扇垂木おうぎだるきとした丁寧なつくりで、参道沿いの景観を演出しています。

国土の歴史的景観に寄与しているものとして評価されました。

3 こしがやひさい ずじんじやてみずしや 越谷久伊豆神社手水舎 1棟

(1) 建設年代：江戸末期

(2) 主な特徴・評価：〔提供用写真別紙〕

越谷久伊豆神社神楽殿の南、参道の東に建つ手水舎で、久伊豆神社への参拝にあたり手水の作法により身を清めるための施設です。建物は、方一間入母屋造瓦棒銅板葺ほういつけんいりも やづくりかわらぼうどうばんぶきで両妻面に軒唐破風のきからはふを付しています。柱を四方転びにけんしげに立て、組物は出組、軒は二軒繁垂木たるき。斜めに出す丸彫の龍鼻かごぼりや籠彫の持送こうりょうがたかしらぬき、中備なかぞなえなど随所を彫刻で飾り軒唐破風のきからはふと相まって華麗な外観を持つ手水舎となっています。

造形の規範となっているものとして評価されました。

4 問合わせ先

越谷市教育委員会生涯学習課文化財担当 電話 048-963-9315（直通）

【参考】＜登録有形文化財（建造物）とは＞

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定しているものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のために措置が必要なものを登録することができます（文化財保護法第57条）。

建設後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。

【提供用写真】

1 越谷久伊豆神社本殿



社殿全景



本殿（東側面と北面）



妻部分（東側面）



本殿向拝

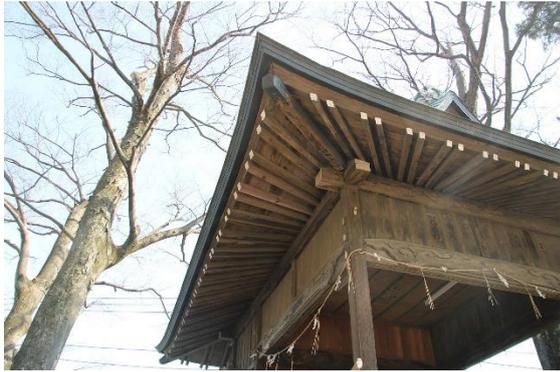
2 越谷久伊豆神社神楽殿



神楽殿外観



舞台内側



垂木（正面と北側面）

3 越谷久伊豆神社手水舎



手水舎外観



手水舎南側面



手水鉢（正面）

いずれの写真も「株式会社 文化財工学研究所」撮影

* 写真データを御希望の場合は、下記担当までお問合せください。

埼玉県教育局 教育総務部 文化財・博物館課 指定文化財担当

電話：048-830-6981、E-mail：a6910-04@pref.saitama.lg.jp

* 写真使用の際は、「撮影：株式会社 文化財工学研究所」のクレジットをお願いいたします。